

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県総務部県民活動・男女共同参画課に備え置き、平成26年12月1日まで縦覧に供する。

平成26年10月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請のあつた年月日

平成26年9月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人高松城の復元を進める市民の会

木村 大三郎

高松市香西南町404番地1

3 定款に記載された目的

この法人は、「高松城」を復元する活動を通じて、愛する郷土の歴史を深く勉強するとともに、子どもたちにも、その成果をあらゆる機会に伝承することにより、郷土愛を育む一助にする。また、特に「天守閣」は、歴史・文化の風薫る高松のシンボルとして位置づけ、広く国内外に情報発信するとともに、復元後は地域の宝として保存・活用されるよう市民の立場に立った活動を進めるこことを目的とする。